

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である三品貴仙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月九日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
Redwood Fujidera
Spe2Pte. Ltd.
日本における代表者 三品 貴仙

限定承認公告

本籍埼玉県桶川市大字川田谷四二一五番地五、最後の住所埼玉県桶川市大字川田谷四二一五番地の五 被相続人 亡 篠 敬子
右被相続人は令和八年二月二十三日死亡し、その相続人は令和八年九月二十九日いたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年十月九日
埼玉県桶川市鴨川一丁目八番三三号
相続財産清算人 萩原 高志

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一千九百八十三万五千九百九十口を消却することいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十一月十日までに当社にご提出ください。

令和八年十月九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Tailor特定目的会社
取締役 高山 知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六百五十二万一千六百六十九口を消却することいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十一月十日までに当社にご提出ください。

令和八年十月九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Tailor2特定目的会社
取締役 高山 知也

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権 当社発行の第三回新株予約権及び第七回新株予約権のうち、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員員のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部（第三回新株予約権百個、第七回新株予約権六百五十個）
二、取得する取得条項付新株予約権 当社発行の第五回新株予約権のうち、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または外部協力者のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部（第五回新株予約権百五十個）
三、取得の日 令和八年十月二十七日
令和八年十月九日
東京都豊島区東池袋一丁目二番一五号
株式会社グローバルトラストネットワークス
代表取締役 後藤 裕幸

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より、株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、公告します。
一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所 西邦化学産業株式会社（住所、福岡県久留米市山川安居野三丁目一番三七号）
一、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法 売渡株主に対し、売渡株式の対価として、その有する売渡株式一株につき三百六十五円の割合をもつて金銭を割当交付します

一、売渡株式の取得日 令和八年十月三十一日
一、株式売渡請求に係る取引条件 株式売渡対価の支払いは、令和八年十一月三十日までに実施します。

令和八年十月九日
東京都中央区日本橋横山町九番一三三号イワモトビル二階
相互織物株式会社
代表取締役 西富 健司

配当公告

秋田県秋田市飯島飯田二丁目四番五号
破産者 株式会社ティー・ロジックス
右の者に対する秋田地方裁判所令和七年（ワ）第一六五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額 金一〇、六七三、三九三円
一、配当をすることができる金額 金一〇、七四八、五八九円
令和八年十月九日
秋田県秋田市川尻総社町六番三三三
破産管財人 加藤 謙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億四千二百四十五万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.kcc-kokujip>

令和八年十月九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
檜の木特定目的会社
取締役 藤田 収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七二〇〇万円減少し二五億一一万八五四七円とし、発行済優先出資総口数二五億七三一一万八五四七口のうち七二〇〇万口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を七二〇〇万円とすることいたしました。
効力発生日は令和八年十一月十日であり、社員総会の決議は令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年五月十三日
掲載頁 八十五頁（号外第一〇六号）
令和八年十月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ムラリスMF特定目的会社
取締役 田中 雅勝

優先資本金の額の減少公告
当社は、資産の流動化に関する法律第九九条に基づき、優先資本金の額を金十三億七千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年七月七日
掲載頁 八十三頁（号外第一五二二号）
令和八年十月九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
日光Plus22ホールディング特定目的会社
取締役 北川 久芳

債権申出の公告（第三回）

当企業年金は、確定給付企業年金法第八十四条の定めにより、令和八年八月一日をもって終了いたしましたので、当企業年金に対し債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年十月九日
大阪府守口市浜町一丁目七番一五五階
株式会社京阪互助センター
確定給付企業年金清算人 荒木 正和

訂正公告

令和八年九月二十九日掲載の優先資本金の額の減少公告中、減少する優先資本金の額「二千万円」とあるは「十四億八千万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
東新宿プロパティ特定目的会社
取締役 安藤 康浩

訂正公告

令和八年七月六掲載の左記会社に係る組織変更公告中「株式会社イースニッド」とあるは「株式会社イーズニッド」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月九日
神奈川県横浜市青葉区あざみ野四丁目一二番地二九
合同会社イーズニッド
代表社員 太田 一行

正誤

ページ段 行 誤 正
令和八年三月六日四国地方整備局告示第七号（道路に関する件）
（原稿誤り）
六下 四 五五二番一 五六九番一